

佐治発電所（水力発電所）コーポレート P P A 売電業務 3 者協定書（案）

鳥取県（以下「売渡人」という。）、〇〇（以下「需要家」という。）及び〇〇（以下「小売電気事業者」という。）は、佐治発電所（以下「発電所」という。）の発生電力に関し、需要家の指定する施設（以下「指定施設」という。）に対する P P A による電力供給の実施に当たり、3 者の権利義務及び実施内容並びに電気料金の支払方法等を明確にするため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第 1 条 電力の地産地消、環境価値を活用した産業振興、脱炭素化推進を目的として、指定施設で使用する電力について、再生可能エネルギーの導入を図るため、P P A による電力供給を行うものとする。

（定義）

第 2 条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|------------|--|
| （1） P P A | 売渡人が発電所において発電した電力を、小売電気事業者を介して指定施設に供給すること |
| （2） 電力受給契約 | 売渡人と小売電気事業者との間で別途締結する、発電電力の受給条件および料金等を定める契約 |
| （3） 電力需給契約 | 需要家と小売電気事業者との間で別途締結する、電力の供給、使用条件および料金等を定める契約 |

（P P A に係る発電所等）

第 3 条 P P A に係る発電所、指定施設及び電力量等については、電力受給契約及び電力需給契約に定めるものとする。

（P P A の実施）

第 4 条 売渡人は、別に小売電気事業者と契約する電力受給契約により、P P A に用いるための電力を小売電気事業者に供給する。

- 2 小売電気事業者は、別に定めるところにより、P P A により供給する電力に加え、P P A P P A を適用しない部分の電力についても、需要家に供給する。
- 3 売渡人、需要家及び小売電気事業者は、本協定の履行が遅滞なく行えるよう、必要な小売供給契約等の手続をそれぞれの負担で速やかに行うものとする。

（P P A の期間及び協定の有効期間）

第 5 条 P P A の期間及び本協定の有効期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。

(疑義の協議解決)

第6条 この協定、電力受給契約及び電力需給契約に定めのない事項又はこの協定の解釈に関し
疑義が生じたときは、売渡人、需要家及び小売電気事業者は、協議して解決するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書3通を作成し、売渡人、需要家及び小売電気事業者が3
者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和9年 月 日

(売渡人)

鳥取県鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県

鳥取県知事 平井伸治

(需要家)

(小売電気事業者)